

レンタル利用約款

第1条(総則)

賃借人（お客様）を甲、賃貸人（HELICAM株式会社）を乙として、甲乙間におけるローン・撮影機材等(以下「レンタル物品」という)のレンタル取引に関し、次のとおりレンタル利用約款(以下「本約款」という)を適用する。

第2条(適用範囲)

本約款は、次条に規定する全ての項目に適用する。

第3条(レンタルの物品、料金、期間等)

- 1 レンタル物品の製品名、レンタル料金、発送日、貸出期間(配送期間を含む)、数量、返却期日、配送場所、返却場所等は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 2 本約款は、甲によるレンタルの意思表示を受け乙がこれを承諾し、甲の発生代金総額の支払い完了をもって有効とする。なお、レンタル物品の返還は、甲から返却後のレンタル物件の乙の検収に加え、レンタル物件の返還をもって終了する。

第4条(代金支払)

甲は、レンタル物品の代金およびその他発生した代金を、乙の指定する銀行口座に、請求書に指定された期日までに支払う(振込手数料は甲の負担とする)。

第5条(レンタル物品の発送)

- 1 乙は、レンタル申込書で定めた発送日に、配送指定場所に向けてレンタル物品を発送する。なお、配送に要する費用は甲の負担とする。
- 2 電力制限、輸送機関の事故、天災地変、争議行為、仕入先の債務不履行その他乙の責に帰することのできない事由により、レンタル物品の発送が遅れ、または発送が不能となった場合、乙はその責を負わないものとする。この場合、甲は契約を解除することができ、乙は甲に支払済みの代金を返金する。また、甲が契約を解除しない場合には、遅延による利用日数の減少に応じてレンタル代金は減額されるものとする。

第6条(受領遅滞)

甲の責に帰すべき事由その他の事由によって再配送期間(最初の配達から1週間)内に、甲がレンタル物品を受領できない場合、再配送は行わず乙は甲へ支払い済みの代金の返金は行わない。

第7条(レンタル物品の検査)

- 1 甲は、レンタル物品受領後、ただちに乙の発行する出荷内状、あるいは納品書並びに諸資料記載の内容に基づき物品の規格・性能・仕様・機能・数量等について検収をし、レンタル物件に瑕疵がないことを確認する。
- 2 甲の検査の結果、レンタル物品の不足・不完全、その他の瑕疵等を甲が発見した場合は、ただちに乙に通知しなければならない。本通知がなされないまま利用期間が開始となった場合、レンタル物品が検査に合格したものとみなす。

第8条(レンタル物品の保守管理)

- 1 甲は、レンタル期間中において、管理者としての注意義務をもって保管するとともに、関連法令を遵守し、レンタル物品の本来の用法・能力に従って使用し、常に正常の状態に維持管理する。なお、そのための費用は特約のない限り、甲が負担する。
- 2 点検等を必要とするレンタル物品については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- 3 甲のレンタル物品の使用、保管に起因して、甲及び第三者に損害が生じた場合、甲の責任において処理し、乙はその責任を負わないものとする。

第9条(レンタル物品の返却)

- 1 利用期間が満了したとき、第11条(解除及び期限の利益喪失)に定める解除がされたとき及び第13条(契約期間中のキャンセル)に定めるキャンセルがされたときは、甲はただちにレンタル物品を乙が指定する場所へ返却しなければならない。
- 2 レンタル物品の返却に伴う配送費、及び返却に要する一切の費用は甲の負担とする。
- 3 甲が第1項の定め違反し乙に損害が発生した場合、乙は甲に対し、被った損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、レンタル申込書で定めた返却期限日時までにレンタル物品の返却ができない場合は、予め返却期限日時までに乙に通知しなければならない。なお、甲は返却が遅延することにより乙に生じた一切の損害の賠償を支払わなければならない。

5 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権または同時履行抗弁権を行使しない。

第10条(利用期間の延長)

1 レンタル期間中における利用期間の延長は、甲が申し出をして乙がこれを認めた場合は、甲は乙に対し、延長料金を支払うことによって利用期間を延長できるものとする。

2 延長料金の算出方法は以下のとおりとする。

1日あたりの延長金額 = 利用金額 ÷ 利用期間 × 1.2

延長料金 = 1日あたりの延長金額 × 延長日数

例) 利用金額 3万円、利用期間3日の契約で、2日間延長した場合の延長料金

1日あたりの延長金額 = 3万 ÷ 3日 × 1.2 = 1.2万円

延長料金 = 1.2万円 × 2日間 = 2.4万円

第11条(解除及び期限の利益喪失)

1 甲が以下の各号いずれかに該当したときは、乙は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも乙の損害賠償の請求を妨げない。

(1)本約款の一つにでも違反したとき

(2)破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき

(3)監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき

(4)差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

(5)災害、労働争議等、契約の履行を困難にする事項が生じたとき

(6)自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が一回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

(7)合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

(8)その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき

(9)甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき

2 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、甲は当然に本約款及びその他乙との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対して、その時点において甲が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第 12 条(契約の解除の処置)

1 第 11 条(解除及び期限の利益喪失)において、解除が認められた場合、甲はただちに第 9 条(レンタル物品の返却)の規定に基づく手続きを履行する。

2 第 11 条(解除及び期限の利益喪失)において、撤回が認められた場合、乙は甲からの支払済みの代金の返金を行わない。

第 13 条(契約成立後のキャンセル)

1 契約成立後のキャンセルは原則として認められない。ただし、甲が特別の事由により申し出、乙がこれを認めた場合は、甲は乙に対し、次のとおり定められたキャンセル料を支払うことによって契約を解除できるものとする。

レンタル申込書に記載のレンタル期間前日まで 利用料金の 50%

レンタル申込書に記載のレンタル期間当日及びそれ以降 利用料金の 100%

第 14 条(甲の損害補償)

1 レンタル物品が、甲の使用・取扱いの不備・保管方法の不備などにより損傷した場合は、損失補填として一定額を、甲は乙に支払う。

2 利用期間中及び返却期間中、レンタル物品の配送時に伴う事故に起因する損害は甲はレンタル物品の時価相当額を乙に支払う。

3 利用期間中及び配送中、物件が盗難にあつたり、滅失した場合、甲はレンタル物品

の時価相当額を乙に支払う。

4 甲は、本約款に違反することにより、乙に損害を与えたときは、その損害の全て(弁護士費用及びその他の実費を含む)を賠償しなければならない。

第 15 条(乙の免責事項)

1 個々の取引におけるレンタル物品のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由その他の事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負担する場合の責任は、甲の出捐したことによる直接損害に限り、かつ、レンタル申込書におけるレンタル料相当額を上限とする。

2 レンタル物品の不具合等に関わらず、レンタル物品に起因して甲又は第三者に生じた直接被害、間接被害、特別損害、結果的損害(納期遅れや撮影着手待ち等による逸失利益、機会損失、損害の拡大等をいう)については、乙はその責を負わないものとする。

3 乙は、レンタル物品に関して甲の利用目的への適合性、有効性、正確性については一切保証しない。

第 16 条(通知義務)

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (3) 代表者の変更
- (4) 振込先指定口座の変更

第 17 条(守秘義務)

(1)甲および乙は、レンタル期間中はもとより終了後も、本約款に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

(2)前項の守秘義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

ア. 公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実

イ. 第三者から適法に取得した事実 3 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

ウ. 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第 18 条(権利義務等の譲渡等)

甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ないで、本約款に基づく権利、義務又はレンタル物品等の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、継承させ又は担保に供してはならない。

第 19 条(遅延損害金)

甲が本約款に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 20 条(有効期限)

本約款の有効期限はレンタル申込書に記載のレンタル開始日から 30 日間までとする。

第 21 条(表明保証)

1 甲及び乙は、相手方に対し、本約款の同意時において、自己またはその使用人、親会社、子会社その他関係会社が暴力団、暴力団員、暴力団関係業者・団体またはその関係者その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、これを保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対し、本約款に関して、暴力的要求行為や合理的範囲を超える負担要求をしないこと、脅迫的言辞または暴力行為を用いないこと、あるいは、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、またはその業務を妨害しないことを誓約し、これを保証する。

第 22 条(公正証書)

1 甲が本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることをあらかじめ承諾する。

2 甲は、乙が請求したときは、乙とともに、本約款に基づく甲の債務についての強制執行認諾条項付公正証書の作成手続をするものとし、これに要する費用は甲が負担する。

第 23 条(裁判管轄)

本約款に基づく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、札幌地方裁判所とする。

第 24 条(補足)

本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実・互譲協調の精神に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ処理・決定する。

平成 年 月 日

北海道札幌市中央区北 5 条西 1 3 丁目 1-1 1 6

YN北 5 条ビル 1F

HELICAM株式会社

レンタル申込書 兼 同意書

レンタル期間：	平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日
レンタル料金：	¥	
レンタル物品：		

上記レンタル物品をレンタルするに際し「レンタル利用約款」の内容を確認し、同意するとともにレンタルを申し込みます。

賃借人(甲):

住所

会社名

お申込者名

印

レンタル期間はレンタル物品到着予定日を開始日とし、レンタル物品返却日を最終日とします。返却はレンタル期間最終日18:00までに配送会社で弊社宛に発送してください。

賃貸人(乙)

北海道札幌市中央区北5条西13丁目1-116

YN北5条ビル1F

HELICAM株式会社

代表取締役 丹野宏柄